

平成16年度第1回大阪家庭裁判所委員会 議事概要

(大阪家庭裁判所事務局総務課)

平成16年7月15日(木)に開催された平成16年度第1回大阪家庭裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成16年7月15日(木)午後3時00分から午後5時30分まで

2 場所

大阪家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 赤井兼太, 井関和彦, 北澤和彦, 久貴忠彦, 黒川和子, 武田雅俊, 永田祥子, 永田広道, 廣田耕一, 井越正人, 中本和洋, 村地勉, 栗原宏武(敬称略)

(事務担当者) 益田義弘, 池田善信, 津村勝俊, 小西義孝, 西谷安夫, 大森芳郎, 橋本和明

(庶務) 新谷誠, 荒谷智一

4 議事 (:委員長, :委員, 事務担当者)

(1) 委員長のあいさつ

(2) 新委員の紹介

(3) 委員長代理の指名の報告

期日外に聴取した各委員の意見も参考にし、7月1日付けで村地委員を委員長代理に指名した旨を委員長から報告

(4) 意見交換

ア 委員会の運営事項について

前回までに部会の設置その他の運営事項について、出席の委員から提案等があったが、それらに関して、本日更に何か意見等があれば、お聴かせいただきたい。

衣替えした本委員会も3回目になり、1回目から提案していた運営事項の問題をそろそろ決めるべきではないか。過去2回は中身の議論を優先し、充実した討議ができたと認識しているが、本日決着の付いた委員長代理の件はともかく、先送りとなっていた副委員長の設置や家事、少年、アクセス等の部会設置などの残された問題も決めるべきではないかと考えている。ただ、委員の皆さんも忙しくて、部会を作っても何回も参加するのは困難だという雰囲気も推察できるし、15人の委員を3部会に分けたら大変になるということも容易に分かるので、部会の設置に代えた現実的な方法として、定例の委員会の合間に任意参加の準備会あるいは運営会というようなものを設置して、次の期日やテーマ等について自主的に決めることを提案したい。これまでは、所長が熱心に各委員に個別に意見を聴いたりした上で、家裁側でテーマの提案から準備までやってもらっていたが、国民の声を裁判所の運営に反映させるという本委員会の性格からすると、委員の方から問題点を見つけて自主的にテーマを設定してもよいのではないかと思われる。この点について、本来的な部会設置の提案もあったが、現実的には難しそうなので、私としては現実的な方法として、この提案をしたい。

部会ということになると、皆さんいずれもお忙しい中、なかなか大変だと思う。ただ、各委員は市民の意見を代表して発言しているので、市民の意見をより反映させるとすると、それぞれにできる範囲でアンケート等を実施すれば、より市民の意見を集めることができる。そういうことで、市民の意見を聞くための部会を設置して、こういったアンケートをすればいいかということなども

議論できるようにしてはどうかと考えているので、その点についても本日議論してほしい。

今のアンケート部会の提案と先程の提案とは、多少重点が違うと思われるが、その点はどうか。

アンケートの提案も取り込んでいいと思う。次回テーマの検討等は常に議題として上がるが、それ以外にも、市民の声をどう反映させるかなどの点についても、やればいいし、単に次回テーマだけでなく、我々の2年の任期中にどのような問題をどういう順に検討するかという長いスパンの検討課題を考える場にもしてはどうか。本委員会は時間が限られていて、本来のテーマを検討するのが精一杯なので、運営事項なども含めて本委員会でできない内容を検討して、そこでまとめた内容を本委員会に提案すれば、非常に効率的で、限られた委員会の時間がより充実したものとなる。次の本委員会は12月ころになると思われるが、その間に委員長の退官等委員の交代も予想されるので、委員の顔合わせ等も準備会でできれば、本委員会の充実に資すると思う。

基本的な考えには反対ではないが、まだその中身について完全には理解できない。もう少し具体的な形で提案していただきたいと思うが、とりあえず時間もないので、次の予定に進んではどうか。

私どもとしては、裁判所の抱えている問題点について委員の御意見を伺って裁判所の運営に反映させるという本委員会の設置趣旨から、委員会で委員の意見を聞くべきテーマの選定については、基本的には、裁判所において裁判官会議等に諮って決めるべきものと考えている。ただ、その過程で、これまでも、こういう方向でテーマを考えているが、委員の御意見はどうかということで、参考意見を聴かせてもらっていたので、そういったことを形にするということで、裁判所で決めたテーマに関して、どういった準備をしたり、資料を揃えたりすれば、委員会においてより活発な議論ができるかというようなこと等について、有志の方に集まっていただいて、委員の視点から意見をお聞かせいただければ、委員会が有意義になると思う。なお、アンケートの話が出たが、各委員が御自身の意見形成の参考として、それぞれ個別に実施され

るのはともかく、委員会はあくまで市民の良識を代表する皆さんの意見を聴く場であり、委員会自体が市民にアンケートをすることを、本委員会の趣旨に合致しないと考えている。また、部会というのは、東京地裁のように特大规模庁の委員会で多数の委員がいるところで予定されているものであり、委員が15人というような当庁の委員会の中で部会を設置しても、かえって動きが鈍くなるとか、幅広い意見を反映できなくなるとかの問題もあり、具体的必要性もあまり感じられない現状に照らし、当面は設置しないこととしたい。ただ、先ほどから出ている次回のテーマについての準備のために、有志の委員の方に集まっていただくということについては、名称をどうするかという問題はあるが、テーマに関係する委員の方々に参加していただける限りは、積極的にやってみたいと思うが、そういう方向でよいか。

(各委員) 異議なし。

私としては、何もやらないよりは、そういう形ででもやる方がいいと思う。本日の最後に次回期日を決めるときに、そのような準備会の期日も決めてほしい。

それでは、懸案であった運営事項のことについては、以上のとおり決めていただいたということにして、いまの期日の点は後ほど検討させてもらうこととする。

イ 前回までの意見交換を踏まえて

前回までの委員会でいただいた貴重な御意見について、裁判所の方で検討を進めて運営に反映させた点等について、その概要を係から報告する。

ファックスサービスやテレホンサービスに関しては、前回の報告のとおり修正した。定型訴状の表現については、法律の条文どおりに最高裁で全国统一のものとして作成している関係で、当面は修正ということは難しい。ただ、大阪家裁が独自に作成する書式等については、できるだけ分かりやすい表現になるよう、引き続き努力していきたい。

ホームページのことについては、当委員会での御意見をも踏まえて、当庁からも上申をするなどした結果、最高裁の方で一部改修を行い、7月1日からリ

ニューアルして公開されることとなった。具体的な改修点としては、各地家裁ごとにアクセスカウンターが設置されて、各地ごとのアクセス数が表示されることとなった。また、各ページの標題が「大阪地方・家庭裁判所」だったのを、「大阪地方裁判所、大阪家庭裁判所、大阪管内簡易裁判所」と改められ、検索について、「大阪家庭裁判所」でヒットしなかったものがヒットするようになった。

前回3月3日実施の当委員会の議事概要がホームページに掲載されるのに3か月以上もかかった。議事概要は委員への確認その他で時間がかかることがあるにしても、開催日は市民にもあらかじめ分かっており、どのような内容の議事が行われたかを知りたいと思う人もあるので、場合によっては、速報版の形で出してはどうか。

前回の議事概要の掲載が遅くなった点については申し訳ない。一ヶ月以内に速報版を出している他の委員会もあるようで、第1回の当委員会で、各委員が内容を確認し発言者を匿名にした議事概要を掲載するという合意があるが、それにとらわれず、概括的な速報版ということであれば、各委員の内容の確認を経ないでホームページに掲載してもよいという御了解が得られるということであれば、検討してみたい。

(各委員) 異議なし

ウ 人事訴訟の移管を踏まえて

続いて、前回議論していただいた人事訴訟について、4月の家裁移管後既に3か月が経過したので、現時点での状況について、事務担当者から簡単に報告する。

大阪家庭裁判所の本庁における人事訴訟事件のスタート時点の処理態勢は、裁判官2名、家庭裁判所調査官2名、書記官3名である。また、設備面は、2階と7階に法廷が各1室、3階にラウンドテーブル法廷1室と準備手続室が2室ある。裁判官室及び調査官、書記官室は3階に設け、事件の受付も、従前の家事事件の受付とは別に、人事訴訟係の書記官室で行っている。なお、堺支部においては、裁判官2名、岸和田支部においては、裁判官1名に、それぞれ人

事訴訟事件を集中させ、専門的に処理している。堺支部と岸和田支部の書記官と家庭裁判所調査官については、従来の業務のほかに、人事訴訟の業務を含めて処理している。

人事訴訟事件等の件数については、配布の一覧表（別紙第1）のとおりである。大阪地方裁判所における平成15年度の件数との対比では、本庁においては若干少なく、支部においては若干多いという状況になっており、大阪家庭裁判所管内全体では、6件程度多くなっている。ちなみに、本庁においては、離婚事件が人事訴訟の約80パーセントを占めている。

訴訟の申立を本人で行う本人訴訟の割合は約3.2パーセントに止まり、大部分の事件は、代理人弁護士からの申し立てになっている。その他に人事訴訟についての特徴的なこととしては、訴訟救助の申立の割合がこれまでのところ約9パーセント超と、平成15年度の一審通常訴訟・人事訴訟等における訴訟救助の申立の割合の2パーセント弱と比べて相当高くなっているという点である。

本庁における審理の状況は、初めての期日が行われたのは、第1回口頭弁論期日は4月26日、証拠調べは5月24日、判決言い渡しは5月31日、参与員が関与した期日は6月18日である。初めて参与員が関与した期日については、マスコミ等の関心も高く、お手元の資料にもあるように、新聞等で報道もされることとなった。当庁では、主に人事訴訟を担当していただく参与員として、約70名を選んだ。その構成は、多少、女性が多くなっている。実際に審理に関与するのは、原則として男女1名ずつなので、男性の方が多少多く出番が回ってくる可能性がある。年齢構成については、20歳代後半から70歳代前半までの幅広い構成になっている。また、男性の場合は50歳代と60歳代の人数が多いが、女性の場合は、50歳代の人数が若干多いものの、ほぼ満遍なく各年代の方が揃っている。

新聞等を見ていると、人事訴訟だけを担当するために新しく任命された参与員と従来の審判に関与する参与員との間で何か一線を画しているようにも理解できるが、そのへんはどうなっているのか。

人事訴訟に關与する参与員と、従来の審判に關与する参与員とは、制度的には全く同じ資格である。ただ、当庁では規模も大きいこともあり、それぞれの参与員の分担を決めるということで、今年度について、あなたは主として人事訴訟を担当していただきます、あなたは主として審判を担当していただきますというような形をお願いしている。これから人事訴訟の審理が本格的になってきて、予定している参与員の方だけでは足らなくなるというようなことになれば、審判担当予定の方にも人事訴訟に立ち会ってもらう必要が出てくるし、その反対もあり得る。今後についても、その方の資質や適性を見ながら、人事訴訟担当の方でも審判の担当に回ってもらう場合もあり得るし、その反対もあり得ると考えている。もっとも小規模庁ではそのような区別をしないところも多いと思う。

今度の人事訴訟手続の改正では調査官の役割が重視されているにもかかわらず、先ほどの報告では堺や岸和田では専属の調査官が配置されていないということだが、それで回っていくのかどうか。今後増やす予定はあるのか。

今のところは調査命令が出されるケースもそれほどなく、本庁の人事訴訟担当の調査官も他の審判の調査をやっているような状況であり、今の態勢で当面は大丈夫と考えている。支部についても、事務量の問題から専任として決めてはいないが、人事訴訟の調査命令が出れば、主として誰に担当させるかということは、きちりと決まっている。

本庁でも、一時的に人事訴訟の調査命令が集中したような場合のために、専属の2人の調査官以外にも応援の担当予定者も数人設定している。そういうことで、本庁・支部とも調査命令の受け皿としては万全の態勢を取っている。

人事訴訟の手続相談に来る人も増えるなど、家裁への移管が徐々に浸透しつつあると思われる反面、人事訴訟はまだ地裁へ提起するものと思っていたり、あるいは、参与員も証拠調べの中で直接質問することができるという明記されている人事訴訟規則の定めを知らないという代理人も散見されるなど、制度の周知にはまだ少し時間がかかる状況と思われる。

エ 補導委託について

それでは引き続いて、本日の主題である補導委託について意見の交換をしていただきたいと思います。その前提として、補導委託について更に理解を深めていただくために、補導委託の制度について、その概要と当庁の運用の実情等について担当者から説明する。

別紙第2のとおり

今の説明やあらかじめ配布させていただいた最高裁作成のパンフレット等の内容などについて、質問や意見があれば、お聴かせいただきたい。

これだけ少年の重大かつ深刻な犯罪が騒がれている中で、非行を犯した少年を預かることは、一般的に見ても抵抗感が大きく、従来のような口コミだけで委託先を開拓している状況では先細りではないか。また、ほとんどの一般市民はこの制度の存在自体を知らないのが現状と思うので、まずはこのような制度の存在自体を知らせることが重要だと考えるが、そういったことについての裁判所の取組状況はどうか。

今のところ委託先を公募するという形は取っていない。それは、少年のプライバシーを守ってもらえるか、補導委託先としてお願いするのにふさわしいかどうか、というような点を慎重に検討しないといけないなどの観点から、公募までには踏み込めない状況である。

一般の身柄事件の中で補導委託にしたらいいという事件がどの程度あり、そのうち、補導委託先が少ないなどのために実際に補導委託にできないというような事件数はどのくらいあるのか、そういった数字的なものは分わからないか。

受託者の開拓については、受託者、調停委員、少年友の会という少年をサポートする活動をしている団体などからの口コミが主となる。それ以外にも、多くの事件を処理している中で、少年の雇用主のうちに問題のある少年に対して包容力を持って指導している方も結構見られ、そういった方のもとで働いている少年を在宅試験観察に付して調査官が経過を観察し、その結果、その雇用主が補導委託先として適当というような場合には、その方をお願いして補導委託先になってもらうという例もある。また、近畿の場合、管内の6庁の家庭裁判所が協力して、それぞれの庁が開拓した委託先について、受託者と相談の上で、

他の家裁でも委託先として利用させてもらうという場合も相当数ある。このようにして、開拓された委託先は、世代交代の場合とはもかく、相当長期にわたって受託先として活動していただいている。

次に数的な問題については、ここ数年、大阪家裁が扱った身柄付き事件は大体約2500件程度のところ、そのうち一般身柄付き補導委託として委託されているのは年間20ないし30件程度である。それが十分かどうかという問題はあるが、その他に補導委託に付した方がよいと思われる事件数がどの程度あるのか、明確な数字を申し上げることはできないが、委託した件数の10倍も20倍もあるというものではない。少年院等できちんとしたプログラムに基づいて更生教育をすべきというケースについては、少年院送致されており、反対に保護観察に付して保護者等の下で更生教育を行うことが相当であるケースについては、保護観察に付されていると考えている次第である。

実務をやっている立場からの感覚的なものとしては、身柄事件の30ないし40%が少年院への収容が考えられる事案で、そのうちの10%程度が試験観察にしてはどうかと思われる事件で、そのうち在宅試験観察と補導委託が半々程度である。いきなり少年院に収容するよりは補導委託を試してみようということになっても、少年にふさわしい補導委託先がないという場合には悩むことも多いので、もっと幅広い補導委託先があればということは常々考えている。また、中学生について補導委託をしたい場合も相当あるが、義務教育の関係でできないということがネックである。

それら補導委託された少年の最終処分結果はどうなっているのか。

前歴もなく試験観察の結果がよい場合は不処分になる例も相当ある。これが一番多いと思われるが、もう少し指導が必要という場合は保護観察になる。補導委託先から逃げるとか生活の改善が見えない場合は、試験観察を打ち切って、審判で少年院に送致する場合もある。

平成15年の全国統計だと、試験観察245件中、保護処分が175件で、不処分が61件、保護処分中保護観察が139件で、少年院送致が35件という数字がある。つまり約4分の1が不処分だが、反対に少年院に行く例も1な

いし2割はあるということで、それをどう評価するかの問題はあると思う。

私は家裁のケースワーク機能が非常に重要だと思うが、それがほとんど知られていないので、もっと広報すべきだと思う。また、委託先の多様化を図る上で、一次産業以外のサービス産業を拡大すべきではないかと思うし、都会だけでなく、地方の委託先を活用することを考えれば、もっと委託先が増えるのではないかと感じている。それに、委託が失敗しないためには、調査官が委託先に赴き、少年についての一般的あるいは個別的指導をきめ細かく行うことが必要と思われ、そのためには、ただでさえ繁忙な調査官の人数を増やすべきと考える。

少年鑑別所の職員が補導委託について感じていることなどをメモにもらったので、紹介する。

よかった例としては、山村の農家や畜産関係の委託先など自然や動物と触れ合うといったものがあるとか、結局は面倒見てくれる受託者の人間関係が一番ではないかという意見がある。次に、こんな委託先があればという点については、女子の場合は、職業体験のできる委託先が少ない、最近は美容院やペットショップなどの希望が多いので、そういう委託先があれば、少年のモチベーションが上がるのではないかとか、家出少女の受け入れ先として、地方で住み込みのできる旅館等や飲食店あるいは保育園などもあればいいという意見もある。他には、家庭的な雰囲気のできる所で頑張っていたが、委託が終了して家庭に戻すときに、その引き継ぎが十分できていなかったため、家族との葛藤が整理できず、再非行に走った例があるとか、その少年に適した委託先があるにもかかわらず、空きがなくて委託できなかった例があるので、委託先数を増やすべきだとか、地元から離すことだけに重点をおいた結果、環境の悪いどや街の中にある委託先に預けられた結果、それまでやっていなかった酒やパチンコを覚えて、非行化が進んだ例もあったとの意見もあった。それ以外に、委託先における生活状況が良好でない場合には、保護観察にしてもうまくいくはずはないので、処遇の決定を安易にしないようにという意見や、もっと親と少年との関係にも踏み込んで指導してもらえそうな委託先が必要という意見もあった。

先程、委託先に預け切りにしないで、調査官がもっと委託先にも赴いて連携すべきではないかという話があったが、その点については、現在でも調査官がきちんと委託先と連携するようにしているので、その状況を事務担当者から説明する。

調査官は定期的に月に1、2回は委託先を訪問しているし、その間に保護者とも接触している。また、補導受託者の方々に集っていただいて研修を実施し、そこに調査官も入って事例や問題点の検討をしたりしている。それ以外に、大阪少年補導受託者協議会及び近畿少年補導受託者協議会連合会の総会が毎年あり、そこには調査官も参加して注意事項等について説明や意見交換をしている。

8年前に補導委託のことを取材したが、その当時の裁判所は、補導委託の取材について極めて消極的だった。手続が非公開であり、少年のプライバシー保護の観点が重要なのは認識しているが、制度自体の広報はもっと積極的に行うべきではないか。その広報に際しても、マスコミを利用するようにした方が委託先の増加ということにもつながるのではないか。

確かにPRの方法については、もう少し検討すべき点もあるかもしれない。最近は最高裁でも力を入れて、皆さんに配布しているパンフレットを作成したりしている。ただ、PRが行き過ぎて、委託先であるということが分かってしまうと、そこで働いている少年が間違いを犯して裁判所の審判を受けている少年だと分かってしまうという問題もあり、どうすれば適切にして効果的なPRということになるのか、PRの仕方は難しいと感じている。

私のいる障害者福祉事業団の施設では、知的障害者が約850人いて、以前は補導受託をしていた。そのころは、少年が、自立しようとして頑張っている障害者と接して、その補助介助をすることで効果があったと聞いている。私の感じとしては、補導委託の制度は里親制度と似ているが、制度的に試験観察の中に置かれていることで、治療効果というか更生効果が期待されている点がネックかと思う。また、ボランティア精神に期待している点で、弱いものがあると感じられ、委託先の選定についてのアセスメントはどうなっているかが疑問である。あと必要経費以外に保険制度とかの活用も考えるべきではないか。私

の経験でも、任意の職業訓練をしていたときに労災死亡事故が発生したが、最低賃金を満たしていなかったことなどで補償問題に苦慮した例があったが、補導委託でも同様のことが生じる可能性があると思われる。また、里親制度の里親と児童相談所のケースワーカーの関係と同じで、やはり受託者との関係で、調査官の専門的知識に基づくフォローが必要だと思う。

私自身、この制度を今回初めて知ったが、最初にもらった資料でも説明の言葉が難解で、一度読んだだけでは容易に理解できなかった。それで、例えば、補導委託の制度自体のネーミングにも工夫することがあってもよいのではないか。また、もっとマスコミを通して制度を理解してもらうための工夫も必要と思われる。

補導委託の制度は、他人の更生に力を貸すという個人の善意の部分に頼っているが、今の社会でそれでいいのかという感じがする。例えば、老人の介護でも、日本伝統の家庭の中で面倒を見るという在り方が崩れて、介護保険制度を作って社会全体で見るということになったのと同様に、もっと制度自体を考えるべきではないか。また、補導委託は中学生に使えないという話があったが、現在の社会の流れでは、非行が低年齢化しており、対応も早くすべきであることからすると、中学生の段階で補導委託を経験させる必要が高いと感じる。法制度の問題かそうでないのか、いずれにしても検討が必要ではないか。

中学生の場合は、委託の目的が職業訓練ではなく、家庭環境や地域環境の改善という場合がほとんどであるため、地元から離す必要があるということとなるが、その場合、義務教育を受けさせる権利との関係で、そういう短期間だけの転校ができるのかという問題があり、利用が困難となっている。

2週間程度ならともかく、確かに数ヶ月とかということになると、委託先で学校教育を受けさせる必要があるということになると思うが、実情を見ると、都市部ならまだしも、農村部の学校でまだ落ち着いていない少年を受け入れるとなると、その中学校に混乱が生じてしまうことが多いと思われ、受け入れが困難というのが実情かと思われる。場合によっては、その受託先が地域の共同体から浮き上がってしまうということも考えられる。

先程の御意見にもあったように、無償という点が問題ではないか。里親制度は有償だし、職親も含め、大阪市では再編成しようとしている。例えば住み込みという点も、昔はともかく、今では難しいと思われるので、家庭環境を重視する場合と職業訓練を重視する場合とで、制度を分けるなど考えてはどうか。

現在でも少年の宿泊に要する食費その他の実費を賄うのに必要な額は、事務費という形で支給されている。

ホームページに制度の説明を載せた上で、美容院だとか必要な職種を載せて募集してはどうか。ホームページを開く人は家裁に関心を持っている人がほとんどなので、ヒットする場合も多いと思う。お金がかかることなら裁判所で実行するのは大変だと思うが、これならお金もかからず、すぐにできると思われる。また、マスコミにも特集などとして補導委託のことで取り上げてもらってはどうか。プライバシーの点は、顔がわからないように後ろ姿だけ写すとか、いろいろ工夫できると思う。

マスコミの立場としては、現実問題として、映像にするのは非常に難しいと思われる。

個別具体的に取り上げるのは、プライバシー保護の観点から難しいが、制度そのものは、もっと記事化できると思う。

少年事件を扱っていて一番感じるのは、少年たちが群衆心理で動いているという点である。一人一人を見ると子供っぽい少年が、大勢集まるととんでもない事件を起こすというのが実態である。また、子供を立ち直らせる責任の大半は親にあると考えているので、まず親の改善が必要だが、そのためには司法だけでなく、様々な分野の協力を求めながら取り組むべきだと思う。広報の点は、賛成ではあるが、メリットとデメリットを考えながら、うまくやる必要がある。やはり子供を食い物にするような委託先を排除する観点も必要ではないか。

我々としても、その点は十分配慮しており、苦心しているところである。

ホームページを活用して、今回の議事概要の中身を少し詳しくに書くと同時に、補導委託の制度の説明を掲載してはどうかと思う。今回配布された資料などは、そのまま出してもいいと思う。

皆さんと同じ意見で、我々ですら補導委託制度の実態がどうなっているかよくわからないというのが実情なので、方法は難しいとは思いますが、もっと実態をPRすべきと考える。

補導委託の問題に限らず、非行少年の立ち直り支援という枠組みという点では、警察も少年のサポートに力を入れている。家裁と警察では考え方が違うかもしれないが、自治体単位のボランティアや青少年指導員もいるし、府下10カ所には少年サポートセンターなどもあり、警察でも継続補導のボランティアがあったりするので、補導委託についても、裁判所だけでお考えになるよりも、警察や自治体その他とも連携して考えていくようにすれば、もっといい制度ができるし、委託先の開拓にも役立つと思われる。

大変貴重な御意見、いいヒントをたくさんいただきまして、ありがとうございました。私どもとしても本日の御意見等を参考にして、前向きに取り組んでいきたいと思えます。時間の関係もあり、このテーマについての本日の討議はこの辺にさせていただきます。

(5) 次回の意見交換テーマ、次回期日等

次回のテーマについては、以前にも話に出ていた、DVとか児童虐待にまつわる問題なども考えられるが、高齢化が進行する社会の中で成年後見制度の利用が増加してきている。しかも一旦後見がはじまると被後見人が亡くなるまでエンドレスに後見が続くので、その間の後見監督をどうするかなど多くの派生する問題もみられる状況である。また、制度の成立から5年となり、状況によっては、運用等の見直しについて検討を要する時期でもあることなどの理由から、次回のテーマとしてはできれば成年後見制度を取り上げてはどうかと考えている。本日は話題に上った具体的テーマについての準備検討会のこともあるが、次回のテーマについては、成年後見制度ということによろしいか。

(各委員) 結構です。

その準備検討会について、出席した委員に対して手当や旅費の支給は可能なのか。

今後上級庁等と相談するが、本委員会への出席以外については、基本的に手当等の支給は困難ではないかと思われる。

任意で出てくるので、誰も手当とかは期待していない。

ただ、所属先との関係で、出張命令その他の手続が必要な場合もあるかと思うので、その点は各自で確認して、裁判所と相談する必要があると思われる。

(6) 次回の予定等

ア 平成16年度第2回委員会開催日時

平成16年12月9日(木)午後3時

イ 上記委員会のテーマに関する準備検討会日時

平成16年8月24日(火)午後1時